

公共施設に対するオンサイト PPA 方式による再エネ導入業務 業務説明書

1 目的

本市では、第三次諏訪市環境基本計画（含諏訪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））及び諏訪市ゼロカーボンシティ宣言に基づき、温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2010 年度比 60% の削減、2050 年には実質ゼロを実現するために、市民・事業者・行政が一丸となり地域ぐるみの取組を推進する決意を表明している。

諏訪市役所としての地球温暖化対策に関する計画である諏訪市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）においては、事業所として取り組むべき事柄として「設置可能な公共施設について、太陽光発電設備等の導入を進める。」ことを明文化している。令和 5 年度からは、諏訪地域の自治体としては初の PPA 方式での太陽光発電設備導入に向けた事業に取り組んでおり、令和 7 年 1 月 6 日から諏訪市役所庁舎屋上に設置された発電所を稼働させている。諏訪市役所という一事業者としての取組に留まらず、地域の取組をけん引する自治体として、PPA 方式のモデルケースを生むことも目的としていた。

この先駆的な取組を拡大させるため、令和 6 年度には、他の公共施設に対するオンサイト PPA 方式による太陽光発電設備導入の可能性調査を実施している。

本業務は、可能性調査の結果及び施設運用計画等から現時点での実施が可能であると判断した公共施設に対して、オンサイト PPA 方式で太陽光発電設備等を導入し、諏訪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編及び事務事業編）の目標達成に寄与することを目的に実施する。

2 業務期間

事業期間は次のとおりとする。

（１）整備期間

令和 8 年 3 月 31 日（火）までとし、設備の施工、系統連系等手続き、試験運転等を完了させ、施設への電力供給可能な状態とする。なお、国補助金等利用する場合、当該補助の規定に従った設置時期とする。

（２）運転期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から最長で 20 年間とする。なお、運転期間終了後に同一設備を使用しての運転、維持管理及び電力供給を継続する場合には別途協議、手続きを行うものとする。なお、国補助金等利用する場合、当該補助金等の規定に従った運転時期及び運転期間とする。

3 対象施設

対象施設は以下の4施設とする。なお、各対象施設については、令和6年度に実施した「公共施設太陽光発電設備導入可能性調査」の結果を基本とした事業を想定する。

- (1) 諏訪市立上諏訪小学校（諏訪市諏訪2丁目13-1）
- (2) 諏訪市立上諏訪中学校（諏訪市諏訪2丁目12-1）
- (3) 諏訪市立湖南小学校（諏訪市湖南4567）
- (4) 諏訪市立諏訪西中学校（諏訪市湖南4982）

4 業務内容

以下、業務実施において網羅すべき基本項目を示す。具体的手法や追加内容については提案事項とするが、「参考資料1 対象施設におけるオンサイトPPA方式を想定した基本設計資料（PDFデータ）」「参考資料2 対象施設における年間30分電力需要実績（CSVデータ）」を基にした提案とすること。なお、本事業に係る事前調査、各種調査、各種調整・説明、諸手続き、設備導入、維持管理、撤去等に要する費用は全て事業者が負担するものとし、想定していた国補助金等が採択されない等の理由により実施が不可能となった場合においても、それまでに発生した費用については全額事業者の負担とする。

(1) 設備詳細設計

事業者選定での提案内容を基に、本業務実施に必要な詳細設計（付随工事等含む）を行う。なお、網羅すべき基本事項は以下に示す。

- (ア) 設計については当該施設の構造、設備及び現地状況を十分把握し、疑義があった場合には関係者との協議及び確認をした上で実施すること。
- (イ) 既設の屋根に穴空けをして設備を固定するといった、当該施設運用への支障発生の可能性がある手法は禁止する。
- (ウ) 市の示す資料及び独自調査資料を基に、当該施設運用への支障の無い内容で実施する。なお、資料のみでの判断をせず現地の状況を把握しての実施を前提とする。
- (エ) 太陽光発電設備や蓄電池の容量については、可能な限りの最大容量導入及び市の財政負担軽減の両立を図ること。なお、容量については市資料を基に検討及び提案すること。
- (オ) 日陰、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響については十分に配慮した設計とすること。
- (カ) 太陽光発電設備の選定については以下条件を満たすものとする。
 - ① JET認定を取得したもの又はそれに相当する品質及び安全基準に準拠した製品

(キ) 蓄電池の選定については以下条件を満たすものとする。

- ①システムに組み込んだ実使用状態における保証期間が 10 年以上
- ② J I S 規格他短絡や加熱といった問題に対する安全性が証明された製品
- ③災害発生時の活用に必要な残量を保てる製品

(ク) 停電等非常時に独立電源として使用できるコンセントを設置すること。なお、設置場所については市と協議の上決定する。

(ケ) 運転状況について、施設利用者を代表とする関係者が目視で確認、認識できる発電状況表示モニターを設置すること。また、表示内容についても理解しやすい表示とする。特に学校施設については、環境教育に活用することも想定すること。なお、30 分毎の発電量等の詳細情報について必ずしも表示する必要はないが、随時データ提供可能な状況とすること。

(コ) 本業務の目的を達成した上で、本業務実施と同時に実施する諏訪市の脱炭素社会実現による地方創生に資する提案がある場合には、それに関する詳細設計等を行う。

(サ) 詳細設計における資料等を市に提出し協議、承諾を受けること。なお、以下書類を電子データ及び紙資料で提出すること。

①設計関係書類

- ・平面図
- ・立面図
- ・単線結線図
- ・設備図
- ・機器仕様資料
- ・その他工事に関連する図面

②工事関連書類

- ・工程表
- ・業務体制図

③維持管理計画書

- ・運用期間における維持管理体制及び実施計画

④手続き等確認書類

- ・工程表（※工事工程表とは別に、市及び関連期間に対する各種申請等必要な手続きを網羅したもの。）

⑤その他市が必要とする書類

(2) 設備施工・試験

対象施設において本事業実施に必要な設備施工及び運転のための試験を行う。

なお、網羅すべき基本事項は以下に示す。

- (ア) 設備導入及び付随工事に関する工事・工事管理業務及びその関連業務を行い、運転期間前に動作確認等の試験を完了させ、当該施設への電力供給可能な状態とすること。
- (イ) 本業務の目的を達成した上で、本業務実施と同時に実施する諏訪市の脱炭素社会実現による地方創生に資する提案がある場合には、それに関する施工等を行う。
- (ウ) 工事期間や時間、施工方法（仮設や部材搬入含む）等について実施前に市と協議すること。
- (エ) 当該施設の用途や状況等を考慮し、車両の通行を含めた施設利用者及び近隣住民等の安全と利便性を確保すると共に、特に大きな音の出る工事、車両の通行、クレーン等重機を使用する工事の実施については、施設利用者及び近隣に対し特段の配慮と調整をするものとする。
- (オ) 工事の際に既存建物、設備及び周辺施設等に支障が出ないよう、養生等十分な対応を行うこと。
- (カ) 設置する設備については、ラベル等を用いて当該事業に関連する設備であることを把握できる状況にすること。なお、ラベル等は屋外設置に耐えられるものとし、以下については最低限表示すること。

- ①本事業名
- ②事業者名
- ③緊急連絡先

なお、維持管理において設備の一部を交換等した場合にはその旨を把握できるラベル等に交換するものとする。

- (キ) 工事に必要な届出手続き業務及びその関連業務を行う。
- (ク) 工事着手及び竣工時には、現場で市の確認を受けること。なお、竣工時には以下書類を電子データ及び紙資料で提出すること。

- ①完成図面
- ②機器仕様書
- ③機器取扱説明書
- ④機器保証書及び保証書に相当する資料の写し、各種許認可に係る書類の写し
- ⑤その他必要な書類

- (ケ) 設備設置後、設備設置箇所以外の原状復帰を行う

(3) 設備運転、管理及び電力供給

設置した設備の運転、管理をするとともに、当該施設への電力供給を行う。なお、網羅すべき基本事項は以下に示す。

- (ア) 運転期間中の当該設備運転管理及び維持管理を行う。なお、実施内容は維持管理計画書に記載した内容とするが、その内容が不十分であった場合には、市が事業者に対して必要な設備メンテナンスを命じ、事業者負担でメンテナンスを行うこととする。なお、設備の保安管理等について、市の既存契約を変更する必要がある場合、本業務に起因する増額分の負担は事業者負担となる。
- (イ) 運転期間中に当該設備で発電した電力の当該施設への供給を行う。
- (ウ) メンテナンスを含めた運転及び維持管理の履歴を報告書として作成し、市に提出すること。
- (エ) 設置した設備の稼働による温室効果ガス排出量の削減効果について、適切な計測、検証手法により分析する。実績データ及び分析データについては毎年度市に報告すると共に、市が求めた場合には随時データの提供を行うものとする。
- (オ) 本業務の目的を達成した上で、本業務実施と同時に実施する諏訪市の脱炭素社会実現による地方創生に資する提案がある場合には、それに関する実施を行う。
- (カ) 当該施設について、市が別途改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び移設に応じること。

(4) その他作業

本業務実施に際して必要な業務を行う。なお、網羅すべき基本事項は以下に示す。

- (ア) 業務実施にあたり、各種法令及び条例等の規定に基づき届出手続きを要する場合において、事業者が必要な手続きを調査し、所管官庁等にて必要な手続きを行うこと。
- (イ) 国庫補助事業を活用する場合などにおける申請等に必要な業務を行う。なお、本業務は「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時に実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）1号事業」を活用して実施することを想定している。
- (ウ) 諏訪市ゼロカーボンシティ宣言に賛同し、諏訪市の脱炭素社会実現への取組に対して積極的な支援を行うこと。
- (エ) 導入した設備の操作説明書、非常時手順書等の作成及び説明を行うこと。
- (オ) 本事業の目的を達成した上で、本事業実施と同時に実施する諏訪市の脱炭素社会実現による地方創生に資する提案がある場合には、その実施を行う。

5 電気料金について

電気料金について網羅すべき基本項目を示す。

- (1) 市は設置導入した設備から各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を運転期間において支払う。なお、電力使用量は、提案時に提示した手法により計測を行うものとする。
- (2) 契約単価は、電力使用量に対する電気料金単価のみとし、月別及び時間帯別に異なる単価の使用は認めず、原則、契約期間中一定とする。
- (3) 本事業の性質上、契約単価には設備の設置、運用、維持管理等、本事業の目的を達成するために必要な諸経費を含めるものとする。
- (4) 契約は整備完了後に行うこととなるが、契約単価は提案時の金額以下となることを必須とする。

6 市有施設利用について

市有施設の利用について網羅すべき基本項目を示す。

- (1) 市有施設を本事業用途に限り使用する。なお、その他目的のために使用してはならない。
- (2) 本事業実施のため施設を使用するに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けること。なお、整備期間及び運転期間中の施設使用料金等は全額減免とする。
- (3) 行政財産の目的外使用許可の期間は 1 年以内とし、年度ごとに更新手続きを行うものとする。
- (4) 事業者は、施設管理者等からの苦情（騒音、振動、熱、反射等）に対して、事業者の負担により対応すること。

7 運転終了後の設備について

- (1) 運転終了後、事業を実施していた事業者の責任と負担において発電設備を撤去するものとする。なお、撤去により施設に修繕が必要となった場合には事業者において修繕を行うものとする。
- (2) 設備撤去に際しては、当該施設の状況を踏まえ、大きな音の出る工事、クレーン等重機を使用する工事の実施日については市及び関係者に対し十分な配慮及び調整をするものとする。また、既存建物、設備及び周辺施設等に支障が出ないよう、養生等十分な対応を行うこと。
- (3) 運転終了の事前に市から希望があった場合、事業者は市と協議の上、導入設備を市に譲渡できるものとする。

8 その他

- (1) 業務実施候補者は、覚書及び契約締結前に本業務についての業務内容、スケジュール、遵守事項等について、本市と十分に協議し契約等すること。
- (2) 事業者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し本市の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、業務の実施状況について、本市に定期的に報告し、本市から報告依頼があった場合、随時対応すること。
- (4) 事業者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- (5) 事業者は、本業務の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (6) 事業者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等で示された本業務に関する事項を十分検討し、遵守しなければならない。
- (7) 本業務の遂行に必要な関係資料を事業者に貸与するが、この場合、事業者は貸与を受けた資料の一覧を作成のうえ監督員に提出し、終了後速やかに返却するものとする。
- (8) 本業務の執行等に伴う費用は、本業務説明書等に明記がないものであっても、原則として事業者の負担とする。
- (9) 本業務で得られた成果物の著作権及び利用権は、ホームページ等媒体への掲載を含め本市に帰属する。
- (10) 事業者は、関係機関との協議が必要とき又は協議を求められたときは、誠意をもってあたり、協議内容を記録した打合せ記録簿に關係資料を添えて本市に報告しなければならない。
- (11) 事業者が国及びその関係機関による補助金を活用する場合、申請等について市と協議をし、申請書等の提出については本市の承認を得て行うこと。申請した補助金の採択状況等についても、本市と共有すること。
- (12) 業務遂行に際し、業務内容の変更もしくは当該業務以外の業務の必要が生じた場合は、その段階で監督員とその対応について協議するものとする。その際に必要な資料は事業者が作成する。
- (13) 業務に関連する瑕疵（設備設置を起因とする雨漏り等）が発見された場合は、監督員の指示に従い、必要な処置を事業者の負担において行うものとする。
- (14) 事業者は、本業務において生じた事業者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、事業者が一切を処理するものとする。
- (15) 本業務説明書は、当該業務に関し、本市と業務実施候補者が遵守すべき基本事項を示すものである。本業務説明書に明記されていない事項、または業務遂行に関して疑義が生じた場合は、本市と協議の上、その指示に従うこと。
- (16) 業務実施にあたり、国補助金不採択等の理由により実施が不可能となった場合においても、それまでに発生した費用については全額事業者の負担とする。

- (17) 契約は施設毎に行うものとする。また、一部施設において国補助金等が採択されない等の事由が発生した場合においても、その他施設について実施を辞退することは認められない。